

御意見	回答
<p>【御意見 1】</p> <p>「含有実態調査では、定量下限値 0.007mg/L を超えて検出された試料はなかった（平成 30 年度調査結果から）」ことから、ペットボトル内に含まれる現実の DEHP の含有量は、今回ご提案のリスク評価に用いる閾値（規格基準値案、TDI（2013）を考慮）0.07mg/L を 1 桁以上も下回っており、現時点で、“ペットボトル内の水の DEHP によるリスクは存在しない。安全である。”と、判断出来る。</p> <p>清涼飲料水用途でのプラスチック容器や清涼飲料水製造工程、流通、販売等、現時点で、そして、工程に変更がなければ、今後も DEHP が混入するケースはほとんどない。それを物語るのが A. の実態調査結果である。</p> <p>汚染源が仮にあったとしても、DEHP の水への溶解度は定量検出下限よりも低い（0.003mg/L（室温、EU RAR、DEHP（2008）））ので、水への移行は考えられない。国内での DEHP の生産出荷量は減少傾向が定着しており、それに伴い DEHP のヒトへのトータル暴露量は今後も確実に低減していく。</p> <p>DEHP は、EU の過剰な化学物質管理政策等の煽りを受け、風評に曝されることが国内でも少なくない。必要のない規格基準設定が、風評を煽る可能性がある。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>ミネラルウォーター類における化学物質等の成分規格の設定等については、平成 22 年 12 月 14 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で決定された「ミネラルウォーター類における化学物質等の成分規格の設定等について」を考慮しつつ行っています。</p> <p>この中において、ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格は、人の健康の保護の観点からの評価値に基づき基準等が設定されている項目であって、水質管理目標設定項目とされており、かつ、WHO 飲料水水質ガイドラインにおいてガイドライン値が設定されている項目については、成分規格の項目として選定することとされております。その上で、飲用する水の量や人の平均体重を踏まえ、耐容一日摂取量（TDI）を超えないような評価値を算出し、基準値とすることとされています。</p> <p>このような考え方にに基づき、フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）の基準値については、0.07mg/L とすることが、薬事・食品衛生審議会です承されたところです。</p> <p>また、食品衛生法に基づく本基準値は国内で製造されるもののみならず、海外で製造され国内で販売等されるミネラルウォーター類についても適用されるものであり、多種多様なミネラルウォーターが輸入されている現状も考慮し、基準値を設定するものです。</p> <p>なお、「ミネラルウォーター類における化学物質等の成分規格の設定等につ</p>

	<p>いて」についてはこちらを御参照ください。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000ypmm-att/2r9852000000ypta.pdf</p>
<p>【御意見 2】 今回の規格基準には賛成ですが、硝酸性窒素の規制は緩いままですので、これを早急に厳格化してください。</p>	<p>【回答 2】 今回の改正内容とは異なる内容になりますので、「ミネラルウォーター類の硝酸窒素・亜硝酸性窒素の改正の経緯について」はこちらを御参照ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000182881.html</p>
<p>【御意見 3】 本改正に賛成である。 適切な改正と思われる。</p>	<p>【回答 3】 御意見をいただきましてありがとうございます。</p>

[内容についての照会先]

厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品基準審査課
03-5253-1111 (内線 4281)